

やまがたフルーツ 150 周年誘客 5 連ポスター制作等業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、やまがたフルーツ 150 周年誘客 5 連ポスター制作等業務委託について、受託者の選定にあたり実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務に関する事項

(1) 業務名

やまがたフルーツ 150 周年誘客 5 連ポスター制作等業務委託

(2) 目的

本業務では、令和 7 年度に「やまがたフルーツ 150 周年」を契機としてさくらんぼや西洋なしをはじめとしたフルーツをメインに美食・美酒や温泉、歴史・文化、自然・絶景といった本県の魅力を県内外にアピールし、来訪意欲の向上と誘客拡大を促進させることを目的とし、そのための取組みの一環として、山形県と東日本旅客鉄道株式会社が連携して令和 7 年 5 月 1 日から 5 月 31 日に実施する「令和 7 年度全国 J R グループ月別重点宣伝」において、全国の主要駅で掲出するポスターを制作するとともに、県内及び近隣県での機運醸成のために使用するのぼり等の制作を行うこととする。

(3) 業務内容

やまがたフルーツ 150 周年誘客 5 連ポスター制作等業務委託基本仕様書」のとおり。
(以下「仕様書」という。)

(4) 委託期間

契約締結後から令和 7 年 5 月 31 日まで

(5) 提案上限額

6, 9 9 7 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ② 1 年以上引き続き業として当該企画提案募集又はこれに類する業務を営んでいること。
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が実施要領等で示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ 見積金額が山形県さくらんぼ&フルーツ PR 協議会（以下「協議会」という。）の提示する提案上限額を上回るとき

3 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） 1部

（添付書類）

- i 「類似業務の実績」の記載内容を証明できる書類（契約書（仕様書含む）等）の写し 各1部
 - ii 会社概要等がわかるパンフレット等 8部
 - iii 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書 各1部
 - iv 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）。 次のア及びイ各1部
 - ア 山形県税
山形県の収めるべき税に未納の徴収金がない旨の証明書（各総合支庁が発行する直近の証明書。提出日において、発行日から3箇月以内のもの。）
 - イ 消費税及び地方消費税
消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において、発行日から3箇月以内のもの。）ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けている場合は、納税の猶予許可通知書に代えることができる。
 - v 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し 1部
 - vi iii～vの書類については、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出する必要はない。
 - vii iii～vに定める各種証明書等は、複写したもので差し支えない。
- ③ 企画提案書（任意様式） 8部
 - ・ 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。
 - ・ 企画提案書はA4判（片面印刷）カラーの10ページ以内（表紙を含む）とし、ダブルクリップで綴じること。
 - ・ 企画提案書には、仕様書を踏まえ下記の事項を記載すること。

- (ア) 企画の基本コンセプト
 - ・事業の目的及びコンセプト
 - (イ) 企画内容
 - ・制作方針
 - ・5連ポスターのデザイン案
 - ・のぼりのデザイン案
 - (ウ) 実施体制及びスケジュール(業務の全工程を記載すること)
- ④ 見積書(任意様式) 1部
- (ア) 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
 - (イ) 当業務にかかる企画費、取材経費(交通費・宿泊費等)、人件費、制作諸費、編集費、配送費、諸経費等、必要と見込まれる経費はすべて計上すること。
 - (ウ) 見積価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額ならびに消費税及び地方消費税抜き金額を明記すること。
- ⑤ 本業務に係る受託体制(任意様式) 1部
組織体制、統括責任者及び業務従事者
- ※③の最終頁の次頁に、上記④及び⑤の写しをそれぞれ綴じ込むこと。

(2) 提出期限

- ① 参加申込書、事業者概要書(様式第1号、第2号)
令和7年2月14日(金)午後5時
- ② 企画提案書、見積書及び本業務に係る受託体制
令和7年2月25日(火)午後5時

(3) 提出先

「9 担当」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)に提出先に持参すること。

4 企画提案作成等に関する質問・問い合わせについて

- (1) 企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書(様式第3号)」により行うこと。
- (2) 質問書の提出は電子メールにより行うものとし、件名を「やまがたフルーツ150周年誘客5連ポスター制作等業務委託への問合せ」として、「9 担当」あてに送信すること。
- (3) 質問書の受付期間
令和7年2月14日(金)午後5時までとする。
- (4) 質問書への回答
質問書への回答は、プロポーザル参加業者すべてに、電子メールにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした提案者のみに回答する。
電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付けない。

5 最優秀提案者の決定について

- (1) 審査方法、選定方法等
協議会が設置する「やまがたフルーツ150周年誘客5連ポスター制作等業務委託プロポー

ザル審査会」(以下「審査会」という。)において、企画内容について書類審査を実施する。協議会は書類審査を経て、最も優れた提案を行った事業者(以下「最優秀提案者」という。)を決定する。提案者が一者のみの場合でも審査員評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。なお、提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

(2) 審査時期

令和7年2月末頃

(3) 審査基準

各社の企画提案について、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた1者を選定する。ただし、審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

① 企画の基本コンセプトについて (20点)

- ・ 事業の目的について十分に理解し、コンセプトが明示されているか。

② 企画提案の内容について (70点)

- ・ 全国のJRの主要駅で掲出するポスターにふさわしく、山形県への興味を掻き立てられるインパクトのあるデザインとなっているか。
- ・ やまがたフルーツ 150周年としてさくらんぼや西洋なしなどのフルーツを中心に統一感のあるポスターとなっているか。
- ・ 単にフルーツを食べることにとどまらず、本県の観光資源(美食・美酒、温泉、歴史・文化、自然・絶景等)についても織り込まれた内容となっているか。
- ・ 外国人観光客にも「山形の魅力、ウリ」を訴求できる内容となっているか
- ・ 5連ポスターという特性を活かして、やまがたフルーツ 150周年における幅広い期間を網羅しているか
- ・ 指定の配送先に確実に送付することが可能な受託体制、スケジュールがとられているか。
- ・ のぼりについては、一目で山形県の魅力が伝わり、やまがたフルーツ 150周年の機運が高まるような内容となっているか。

③ 一般評価 (10点)

- ・ 見積額の積算内容が妥当か。また、内容と比較して経済的な見積額となっているか。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、書類による審査後に文書で通知する。

6 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

最優秀提案者を優先交渉者とし、協議会と最優秀提案者で協議を行い、予算価格の範囲内で契約を締結する。ただし、最優秀提案者と業務委託契約締結条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、審査会において次点の評価を受けた事業者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

(2) 契約書の作成

協議会と受託候補者で協議した上で契約書を作成する。

(3) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、協議会と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査の実施 2月末
- (2) 審査結果の通知 3月初旬
- (3) 契約締結 3月初旬

8 その他

- (1) 当該契約に係る予算が成立しない場合には、この企画提案の募集は効力を有しない。
- (2) この要領に定めのない事項については、別途協議の上決定する。
- (3) 企画提案に関して必要となる費用の一切は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 提出期限後の企画提案書の再提出や差替えは認めない。ただし、提案者側から再提出等を求める場合がある。
- (6) 採用された企画提案については、内容の一部変更等を指示することがある。
- (7) 提案書を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。
- (8) 募集及び契約については、発注者の都合により中止する場合がある。

9 担当

山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会事務局

(山形県観光文化スポーツ部 観光交流拡大課 観光プロモーション担当)

住所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2580

E-mail: ykanko#pref.yamagata.jp

※上記「#」の部分を「@」に変えたうえで送信してください。